

短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-5453-5620 (午前8:30～午後5:30)

担 当 施設サービスグループ 特養・短期入所チーム

グループマネージャー 田中 心

生活相談員 荒井 恵理子

2. 施設の概要

(1) サービスの種類

施設の種類	短期入所生活介護 (事業者番号 1371216357) 東京都指定 (令和3年 4月 1日) 開設年月日 (令和3年 4月 1日) 入所定員 (17 名)
施設名称	短期入所生活介護 きたざわ苑
所在地	〒155-0031 東京都世田谷区北沢 5-24-18
施設長	竹谷 哲 (たけや あきら)

(2) 施設職員体制

職種	職員配置数
管理者	1名
医師	必要数
生活相談員	1名以上
管理栄養士	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
看護職員	1名以上
事務員	必要数
介護職員	42名以上

※医師は常勤換算数ではありません。

※()は非常勤職員としての再掲です。

※体制は介護老人福祉施設としての配置を含んだものです。

(3) 施設の設備等の概要

生活空間としては、19～24人単位のエリア(ユニット)が6つあり、短期入所事業の利用者17名を含み、施設合計定員は125名です。

2F 北ユニット (短期入所)	個室7室・二人部屋1室・四人部屋2室・食堂・デイルーム
2F 南ユニット	個室10室・二人部屋1室・四人部屋4室・食堂・デイルーム
3F 北ユニット	個室6室・二人部屋1室・四人部屋3室・食堂・デイルーム

3F 南ユニット	個室 7 室・二人部屋 1 室・四人部屋 3 室・食堂・デイルーム
4F 北ユニット	個室 3 室・二人部屋 2 室・四人部屋 3 室・食堂・デイルーム
4F 南ユニット	個室 10 部屋・四人部屋 3 室・食堂・デイルーム

入浴設備としては、ご本人の状態に適した形態で援助させていただきます。

個浴	一人用の浴槽
介助浴	湯船の出入りには手すりの付いた階段があります。
座位型機械浴	専用の椅子に座った状態で入浴ができます。
リフト浴	座位リフトを使用し入浴ができます。

その他

静養室	1 室	医務室	1 室
機能訓練室	1 室	面接室	1 室

3. サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

少しでも自立した日常生活を営むことができるよう適切なサービス提供を計画します。要望などは担当者にお申し出下さい。

(2) 食 事

管理栄養士が立てる献立や各ユニットの食堂での盛り付けの実施などで、より家庭的な雰囲気の中で食事を提供します。

(3) 入 浴

利用者の身体状況に応じて、個浴・介助浴・座位型機械浴・リフト浴による適した形態で週 2 回の入浴を提供します。体調不良などによって入浴ができない時は、清拭を行います。

(4) 介 護

寝たきり予防と健康維持のため、できる限り離床していただくよう働きかけます。利用者一人ひとりの生活リズムを考え、ご本人の排泄パターンに合わせた介助や食事時間に幅をもたせるなど、ご本人のペースを尊重した生活が営めるよう配慮します。少人数のあつまりによるきめ細かな接遇で「安心」を提供します。

(5) 機能訓練

機能訓練指導員の指導により、利用者の状況に適した機能訓練を行い、生活機能の維持、改善に努めます。

(6) 生活相談

利用者及びそのご家族からの心配事や悩みについて、相談に応じ、可能な限り必要な援助に努めます。

(7) 健康管理

在宅での生活を基本とした健康管理を行います。夜間帯、看護師は施設内にて勤務し

ていませんが、施設勤務看護師や他の機関との連携により、24時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保しております。また、緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

(8) 療養食の提供

医師の発行する食事箋により、厚生労働大臣が定める療養食（糖尿食・腎臓食・肝臓食・胃潰瘍食・貧血食・高脂血症食・膵臓食・通風食等）の対応を行います。

(9) 所持品管理

貴重品については、「利用者預り金等管理規程」により管理いたします。その他所持品については、職員にお問合せください。

(10) レクリエーション等

楽しみながら身体を動かすアクティビティ活動を検討し、身体機能の維持にも留意します。また、ユニットの食堂でのおやつ作りなど、興味をもっていただける活動を模索します。その他趣味活動への側面からの援助や、季節感のある行事計画を立案し実施します。

利用者を含めた話し合いで、ユニット単位による外出なども行います。

4. 利用料金

(1) 利用料金（別紙「料金表」）

基本サービスについては、介護保険法その他の関係法令に基づいて算定した額を利用料金として請求します。介護報酬見直し等の法改正により料金に変更となる場合があります。

居住費、食費は当施設が定めた料金を請求いたします。施設で定める料金を変更する場合は、事前に説明します。

その他、参加されたレクリエーションやクラブ活動での材料代等は実費での請求となります。

(2) 支払い方法

毎月15日までに前月分の利用料金を請求いたしますので、当月末日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行します。

お支払い方法は、口座自動振替（毎月26日）、銀行振込、現金払いの3通りの中からご契約の際に選ぶことができます。

(3) 利用開始前のサービス中止

利用者は事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知することにより、キャンセル料を負担することなくサービス利用を中止することができます。

利用開始の前日午後5時までに連絡がなかった場合は、1日の当該基本料金の50%をキャンセル料として請求します。

(4) 利用期間の中止

- ①利用途中にサービスを中止して退所する場合、利用料金は退所日までの日数を基に計算します
- ②次の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。
 - ア 利用者が中途退所を希望された場合
 - イ 入所日の健康チェックの結果、体調が思わしくなかった場合
 - ウ 利用中に体調がわるくなった場合
 - エ 他の利用者の生命または健康に影響を与える行為があった場合

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

重要事項にご同意いただき、契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) 持ち物

- ①服薬中のお薬は日付け、時間ごとに分包し、氏名・日付・時間を明記して持参してください。
- ②衣類も含め、持参される持ち物には氏名を明記してください。
- ③貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。
- ④提供される食事以外に必要な食品についてはご準備下さい。また、生ものについてはご遠慮下さい。

(3) サービス利用の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、お申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は全て無効となります。

- ②利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず15日以内の支払いが無かった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は解約していただく場合がございます。この場合、契約終了の30日前までに文書で通知します。

(4) 契約の自動終了

次の場合は、双方の連絡がなくとも、契約は自動的に終了し、予約は無効になります。

- ① 利用者が他の介護保険施設や認知症対応型共同生活施設等へ入所した場合。
(但し在宅入所相互利用の場合は除く)
- ② 利用者の要介護認定区分または要支援認定区分が、非該当(自立)となった場合。
- ③利用者がお亡くなりになった場合、または被保険者資格を喪失された場合。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

可能なかぎり、自宅への復帰を念頭においた上で、入浴や排泄、食事などの介護や、機能訓練、健康管理及び生活上の相談対応を行い、利用者が持っている能力に応じた自立した日常生活を援助します。

ユニットケアによるきめ細やかな個別接遇を展開することで、利用者本位のサービス提供を目指し、何よりも「安心」を提供します。

地域住民から信頼される地域に開かれた施設として、地域における福祉の拠点として事業を展開します。また、施設の接遇内容や経営状況については情報を開示し、健全な経営に努めるとともに、ボランティアの受け入れ等を積極的に行い、地域交流を図ります。

(2) サービスの利用のため

事 項	有無	備 考
異性の介護員の有無	有	
職員への研修の実施	有	年12回以上
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	緊急やむ得ない場合は除きます。その場合は了解を得ます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

① 面 会

面会は施設内外の感染状況に応じて、随時変更となりますのでお問い合わせください。

② 飲酒と喫煙

施設内での喫煙はできません。

飲酒は基本的には自由ですが、医師からのストップ、泥酔等他人に迷惑がかかる場合はご遠慮願います。また、飲酒時間は職員にご相談ください。

③ 備えている設備

日常生活に必要な設備を備えています。必要な設備がありましたら、職員までお問合せください。施設内の設備、器具の使用については、用法に従ってご利用ください。使用方法等に問題があって、破損等をした場合、弁償していただくことがあります。また、ラジオ等の電化製品については、ご自分でご用意願うものもあります。

④ 居室

居室変更の希望については、他の居室の空き状況や入所予定者を含めた他の利用者の状況を踏まえ、施設でその可否を決定させていただきます。利用者の心身の状況により居室を変更する場合がありますが、その際には利用者および代理人又は保証人と協議の上決定します。

⑤ 施設設備の利用

入浴機器、リハビリ機器等、危険を伴う設備、器具の使用にあたっては、職員の指示を厳守してください。所定の時間、用法以外での単独使用による事故等には責任を負いかねます。

⑥ 所持品の持ち込み

日常生活に必要な身の回り品類を除き、家具類の持ち込みはご遠慮いただいております。但し、利用者の安心や在宅生活の継続の観点から必要となるもの（仏壇等）を持ち込む場合はご相談下さい。

⑦ 宗教活動

布教活動等、他の利用者にご迷惑がかかる行為は固くお断りしています。

⑩その他

政治活動及び営利活動は固くお断りしています。

施設内へのペットの持ち込み、及び飼育はお断りしています。

7. 緊急時の対応

利用者に状態の変化等があった場合は、ご家族や主治医への連絡及び救急要請等の必要な措置を講じ、速やかに対応します。

8. 事故発生時の対応

介護事故・感染症・食中毒・車両事故などの事故が発生した場合、医師への連絡や救急要請等の必要な措置を講ずるほか、関係法令に則した対応を行うとともに、ご家族の方に速やかに対応します。

<緊急時・事故発生時連絡先>

第1 連絡先

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

第2 連絡先

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

9. 虐待の防止のための措置

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的に開催します。その結果に従業者に周知徹底します。

- (2) 事業者における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。
- (5) 事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

虐待防止に関する担当者	管理者 竹谷 哲
-------------	----------

10. 身体拘束等の適正化

利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが利用者の身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束を行わないケアを実施します。

その他、身体拘束についての項目は「身体拘束等の適正化のための指針」に則り、検討、手続きを進めていきます。

11. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 「きたざわ苑消防計画」に基づき対応します。また、地元自治会と近隣防災協定を締結し、相互訓練を通じて災害時に対応します。
- (2) 防災設備 消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常放送設備、誘導灯、防排煙設備、自家発電設備、火災報知設備、フード等簡易自動消火設備等を備え付けています。また、施設内のカーテン、カーペット等は防火用品を使用しています。
- (3) 防災訓練 「きたざわ苑消防計画」に基づき、夜間想定及び日中想定 of 防災訓練を利用者参加で実施するとともに、年1回地域総合防災訓練も実施します。また、職員の継送訓練も実施し、災害時に職員が参集する訓練も実施します。
- (4) 防火管理者 総務 グループ グループマネージャー 丑丸 智弘

12. 業務継続計画の策定

事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施し、業務継続計画について定期的に見直しを行い必要に応じて変更します。

1 3. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は感染症の予防及びまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6ヶ月に1回開催します。
その結果に従業者に周知徹底します。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4. 従業者の環境の確保

事業者は、適切な介護福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されること防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

1 5. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 直接担当している者の他に窓口があります。

- ① 苦情解決責任者 竹谷 哲 電話 03-5453-5620

※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）

- ② 施設サービスグループ担当 田中 心 電話 03-5453-5620

※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）

- ② 在宅サービスグループ担当 鈴木 さおり 電話 03-5453-5620

※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）

- ③ 苦情解決第三者委員事務局 丑丸 智弘 電話 03-5453-5620

※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）

- (2) その他区市町村にも苦情窓口があります。

- ① 世田谷区介護予防担当部 地域福祉支援課

世田谷区保健福祉サービス苦情審査会事務局

電話 03-5432-1111

(内線 2605)

- ② 東京都国民健康保険団体連合会 相談指導課

電話 03-6238-0177

令和 年 月 日

短期入所生活介護利用にあたり、利用者に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業 者

住 所 〒206-0823

東京都稲城市平尾 4 - 1 6 - 1

法人名 社会福祉法人正吉福祉会

代表者名 理事長 櫻井 千馨 印

住 所 〒155-0031

東京都世田谷区北沢 5 - 2 4 - 1 8

事業所名 短期入所生活介護施設 きたざわ苑

説明者 配 属 施設サービスグループ

特養・短期チーム

氏 名

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護施設についての重要事項の説明を受け同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名

代 理 人 住 所

氏 名

続 柄

短期入所生活介護

きたざわ苑

料金表 (1割負担)

1. 基本料金

併設型短期入所生活介護費Ⅰ(個室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (1割)	長期利用者減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
要介護1	603	6,693	670	573	573
要介護2	672	7,459	746	642	642
要介護3	745	8,269	827	715	715
要介護4	815	9,046	905	785	785
要介護5	884	9,812	982	854	854

併設型短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (1割)	長期利用者減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
要介護1	603	6,693	670	573	573
要介護2	672	7,459	746	642	642
要介護3	745	8,269	827	715	715
要介護4	815	9,046	905	785	785
要介護5	884	9,812	982	854	854

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位: 円/日)

対象者		預貯金などの資産 の状況	区分	滞在費 (居住費)		食費
				多床室	個室	
生活保護受給者		単身: 1000万円以下 夫婦: 2000万円以下	段階 1	0	380	300
本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	高齢福祉年金受給者	単身: 650万円以下 夫婦: 1650万円以下	段階 2	430	480	600
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下	単身: 550万円以下 夫婦: 1550万円以下	段階 3 ①	430	880	1,000
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下	単身: 500万円以下 夫婦: 1500万円以下	段階 3 ②	430	880	1,300
	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超					
上記以外の方			段階 4	915	1,231	1,650

※食費1650円の内訳としては、朝食 (396円)・昼食 (792円)・夕食 (462円) とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※ご利用中、外出などで食事が不要な場合は、入所時までにご連絡をいただく事で、費用は頂戴いたしません。

3. その他の加算

<体制加算>

単位 円/日

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (1割)
○ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	199	20
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によ	+100	1,110	111
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	111	12

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内で7日を限度	+64	710	71
口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	555	56
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,220	222
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,332	134
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合 (片道)	+184	2,042	205
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に無い短期入所生活介護を行った場合(入所日から起算して7日を限度)	+90	999	100
○ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数			

短期入所生活介護

料金表 (2割負担)

きたざわ苑

1. 基本料金

併設型短期入所生活介護費Ⅰ(個室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (2割)	長期利用者減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
要介護1	603	6,693	1,339	573	573
要介護2	672	7,459	1,492	642	642
要介護3	745	8,269	1,654	715	715
要介護4	815	9,046	1,810	785	785
要介護5	884	9,812	1,963	854	854

併設型短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (2割)	長期利用者減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
要介護1	603	6,693	1,339	573	573
要介護2	672	7,459	1,492	642	642
要介護3	745	8,269	1,654	715	715
要介護4	815	9,046	1,810	785	785
要介護5	884	9,812	1,963	854	854

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

対象者		預貯金などの資産 の状況	区分	滞在費 (居住費)		食費
				多床室	個室	
生活保護受給者		単身: 1000万円以下 夫婦: 2000万円以下	段階 1	0	380	300
本人が住民税非課税世帯、世帯を別に する配偶者も住民税非課税	老齢福祉年金受給者	単身: 650万円以下 夫婦: 1650万円以下	段階 2	430	480	600
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下	単身: 550万円以下 夫婦: 1550万円以下	段階 3 ①	430	880	1,000
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下	単身: 500万円以下 夫婦: 1500万円以下	段階 3 ②	430	880	1,300
	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超					
上記以外の方			段階 4	915	1,231	1,650

※食費1650円の内訳としては、朝食 (396円)・昼食 (792円)・夕食 (462円) とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※ご利用中、外出などで食事が不要な場合は、入所時までにご連絡をいただく事で、費用は頂戴いたしません。

3. その他の加算

<体制加算>

単位 円/日

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額
○ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	199	40
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加	+100	1,110	222
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	111	23

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内で7日を限度	+64	710	142
口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	555	111
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,220	444
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,332	267
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合 (片道)	+184	2,042	409
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に無い短期入所生活介護を行った場合(入所日から起算して7日を限度)	+90	999	200
○ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数			

短期入所生活介護

料金表 (3割負担)

きたざわ苑

1. 基本料金

併設型短期入所生活介護費Ⅰ(個室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (3割)	長期利用者減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
要介護 1	603	6,693	2,008	573	573
要介護 2	672	7,459	2,238	642	642
要介護 3	745	8,269	2,481	715	715
要介護 4	815	9,046	2,714	785	785
要介護 5	884	9,812	2,944	854	854

併設型短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (3割)	長期利用者減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
要介護 1	603	6,693	2,008	573	573
要介護 2	672	7,459	2,238	642	642
要介護 3	745	8,269	2,481	715	715
要介護 4	815	9,046	2,714	785	785
要介護 5	884	9,812	2,944	854	854

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位：円/日)

対象者		預貯金などの資産 の状況	区分	滞在費 (居住費)		食費
				多床室	個室	
生活保護受給者		単身：1000万円以下 夫婦：2000万円以下	段階 1	0	380	300
本人が住民税非課 税世帯、世帯を別 にする配偶者も住 民税非課税	老齢福祉年金受給者	単身：650万円以下 夫婦：1650万円以下	段階 2	430	480	600
	前年の合計所得金 額+年金収入額が80 万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1550万円以下	段階 3 ①	430	880	1,000
	前年の合計所得金 額+年金収入額が80 万円超120万円以下	単身：500万円以下 夫婦：1500万円以下	段階 3 ②	430	880	1,300
	前年の合計所得金 額+年金収入額が 120万円超					
上記以外の方			段階 4	915	1,231	1,650

※食費1650円の内訳としては、朝食 (396円)・昼食 (792円)・夕食 (462円) とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※ご利用中、外出などで食事が不要な場合は、入所時までにご連絡をいただく事で、費用は頂戴いたしません。

3. その他の加算

<体制加算>

単位 円/日

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (3割)
○ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	199	60
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によ	+100	1,110	333
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	111	34

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内で7日を限度月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+64	710	213
口腔連携強化加算		+50	555	167
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,220	666
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,332	400
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合 (片道)	+184	2,042	613
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に無い短期入所生活介護を行った場合(入所日から起算して7日を限度)	+90	999	300
○ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数			

介護予防短期入所生活介護

料金表 (1割負担額)

きたざわ苑

1. 基本料金

併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ(個室)

単位 円/日

区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額	長期利用減算 (31日以降)
要支援 1	451	5,006	501	442
要支援 2	561	6,227	623	548

併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

区分	単位数	単位数	利用者負担額	長期利用減算 (31日以降)
要支援 1	451	5,006	501	442
要支援 2	561	6,227	623	548

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位: 円/日)

対象者		預貯金などの資産 の状況	区分	滞在費 (居住費)		食費
				多床室	個室	
生活保護受給者		単身: 1000万円以下 夫婦: 2000万円以下	段階 1	0	380	300
本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	高齢福祉年金受給者					
	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下	単身: 650万円以下 夫婦: 1650万円以下	段階 2	430	480	600
	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円超120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦: 1550万円以下	段階 3	430	880	1,000
	前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦: 1500万円以下	段階 3	430	880	1,300
上記以外の方			段階 4	915	1,231	1,650

※食費1650円の内訳としては、朝食 (396円)・昼食 (792円)・夕食 (462円) とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

居住費と食費にかかる自己負担額は、負担限度額認定を受けている場合、認定証書に記載のある負担限度額が自己負担の上限額となります。

3. その他の加算

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	144	15
○ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	199	20
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的实施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,110	111
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	111	12

<実績による加算>

単位 円/日

口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	555	56
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,220	222
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,332	134
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合 (片道)	+184	2,042	205
○ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数			

介護予防短期入所生活介護

料金表 (2割負担額)

きたざわ苑

1. 基本料金

併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ(個室)

単位 円/日

区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額	長期利用減算 (31日以降)
要支援 1	451	5,006	1,002	442
要支援 2	561	6,227	1,246	548

併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額	長期利用減算 (31日以降)
要支援 1	451	5,006	1,002	442
要支援 2	561	6,227	1,246	548

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

対象者		預貯金などの資産 の状況	区分	滞在費 (居住費)		食費
				多床室	個室	
生活保護受給者		単身: 1000万円以下 夫婦: 2000万円以下	段階 1	0	380	300
本人が住民税非課 税世帯、世帯を別 にする配偶者も住 民税非課税	高齢福祉年金受給者	単身: 650万円以下 夫婦: 1650万円以下	段階 2	430	480	600
	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万 円以下	単身: 550万円以下 夫婦: 1550万円以下	段階 3	430	880	1,000
	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万 円超120万円以下	単身: 500万円以下 夫婦: 1500万円以下	段階 3	430	880	1,300
	前年の合計所得金額 +年金収入額が120万 円超					
上記以外の方			段階 4	915	1,231	1,650

※食費1650円の内訳としては、朝食 (396円)・昼食 (792円)・夕食 (462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

居住費と食費にかかる自己負担額は、負担限度額認定を受けている場合、認定証書に記載のある負担限度額が自己負担の上限額となります。

3. その他の加算

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	144	29
○ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	199	40
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,110	222
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	111	23

<実績による加算>

単位 円/日

口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	555	111
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,220	444
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,332	267
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合 (片道)	+184	2,042	409
○ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数			

介護予防短期入所生活介護

料 金 表 (3割負担額)

きたざわ苑

1. 基本料金
併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ(個室)

単位 円/日

区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額	長期利用減算 (31日以降)
要支援 1	451	5,006	1,502	442
要支援 2	561	6,227	1,869	548

併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

区分	単位数	単位数	利用者負担額	長期利用減算 (31日以降)
要支援 1	451	5,006	1,502	442
要支援 2	561	6,227	1,869	548

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

対象者		預貯金などの資産 の状況	区分	滞在費 (居住費)		食費
				多床室	個室	
生活保護受給者		単身: 1000万円以下 夫婦: 2000万円以下	段階 1	0	380	300
本人が住民税非課 税世帯、世帯を別 にする配偶者も住 民税非課税	老齢福祉年金受給者					
	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万 円以下	単身: 650万円以下 夫婦: 1650万円以下	段階 2	430	480	600
	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万 円超120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦: 1550万円以下	段階 3	430	880	1,000
	前年の合計所得金額 +年金収入額が120万 円超	単身: 500万円以下 夫婦: 1500万円以下	段階 3	430	880	1,300
上記以外の方			段階 4	915	1,231	1,650

※食費1650円の内訳としては、朝食 (396円)・昼食 (792円)・夕食 (462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

居住費と食費にかかる自己負担額は、負担限度額認定を受けている場合、認定証書に記載のある負担限度額が自己負担の上限額となります。

3.その他の加算

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	144	44
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	199	60
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,110	333
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	111	34

<実績による加算>

単位 円/日

口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	555	167
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,220	666
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,332	400
送迎加算	施設による送迎を行った場合 (片道)	+184	2,042	613
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数			